

第8回 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について

介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分かれています。40歳から64歳までは、健康保険料の中に介護保険料も含まれていますが、65歳からは健康保険料と介護保険料は別々にお支払いいただくことになります。65歳以上の方の介護保険料は、前年中のご本人の所得や世帯(※1)の課税状況に応じて決まります。介護保険料は、住民税等の課税情報をもとに計算しているため、住民税額の決定後の7月中旬に65歳以上の方全員に、介護保険料決定通知書をお送りします。

(※1) 当該年度4月1日時点の世帯です。ただし、年度途中で65歳になった方や、転入した方は、その時点となります。

●65歳になったとき・近江八幡市へ転入したとき

65歳になられたばかりの方や他市町村から近江八幡市に転入された方は、年金保険者(日本年金機構等)の準備が整うまでの1年程度は年金天引き(特別徴収)ではなく、普通徴収となります。

●普通徴収<年金額が年額18万円未満の方>

市から送付される納付書で納付ください。年額の保険料を7月から翌年3月までの9回に分けて納めていただきます。また、便利な口座振替もご利用できますので、ご希望の方には、口座振替の申込書を郵送いたします。

●特別徴収<年金額が年額18万円以上の方>

年額18万円以上の老齢、退職、障害および遺族年金の受給者は、原則として、2か月毎に支払われる年金から自動的に差し引かれます。ご本人からの手続きは不要です。

特別徴収が開始されるときには、特別徴収額を示した通知書が届きます。それまでは、近江八幡市から送付する納付書または口座振替でお納めください。

なお、年度の途中で住民税の修正申告等により保険料が増額改定となった場合、差額分の金額は年金から差し引かれませんが、納付書または、口座振替でお納めください。

第8回 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について

	普通徴収（納付書または口座振替で納付）		特別徴収（年金から天引き）
対象者	65歳になられたばかりの方や他市町村から近江八幡市に転入された方は、年金保険者（日本年金機構等）の準備が整うまでの1年程度は年金天引き（特別徴収）ではなく、普通徴収となります。 ※なお、次の人は特別徴収ができません。 ①年金が年額18万円未満の方 ②老齢福祉年金のみを受給している方 ③年金を担保に融資を受けた方 ④年度の途中で保険料段階が変更になった方 ⑤年金の支払が一時的に停止された方 ⑥老齢基礎年金を繰り下げているため受給されていない方など	対象者	年額18万円以上の老齢、退職、障害および遺族年金の受給者は、原則として、2か月毎に支払われる年金から自動的に差し引かれます。年金天引き（特別徴収）が開始されるときには、特別徴収額を示した通知書が届きます。それまでは、市から送付する納付書または口座振替で納付ください。 ※年度の途中で住民税の修正申告などにより保険料が増額改定となった場合、差額分の金額は年金から差し引かれませんが、送付する納付書または、口座振替でお納めください。
納付方法	市から送付される納付書で納付ください。年額の保険料を7月から翌年3月までの9回に分けて納めていただきます。納期限はその月の末日です（末日が土・日・祝日の場合は、翌月最初の営業日）。また、便利な口座振替をご利用ください。ご希望の方には、口座振替の申込書を郵送いたします。	納付方法	年金の支払月に年金からあらかじめ差し引かれます。手続きは不要で、ご自身で保険料を納めていただく必要はありません。

《問い合わせ先》

介護保険課（ひまわり館1階）

TEL 33-3511 FAX 31-2037